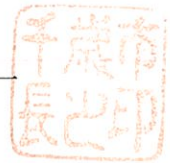


都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年 3月 26日

千歳市長 横田 隆一



記

- 1 都市計画の種類
千歳恵庭圏都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 市街化区域に編入する土地の区域
千歳市北信濃の一部
 - (2) 市街化調整区域に編入する土地の区域
該当なし
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 2 縦覧場所
千歳市企画部まちづくり推進課

A 総括表

千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更

1. 基本方針

千歳恵庭圏の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画は、昭和46年5月15日に当初決定し、その後、昭和53年6月30日の第1回見直し、昭和59年8月16日の第2回見直し、平成3年9月27日の第3回見直し、平成10年5月6日の第4回見直し、平成16年2月6日に第5回見直し、平成23年3月29日に第6回見直しを経て、令和3年3月23日に第7回見直しの決定をしたところである。

今回の変更は、市街化区域に囲まれた区域であり、民間開発による事業実施の見通しが明らかになったことから、第7回の見直しにおいて、保留された人口を配分し、市街化区域に編入し、都市的な土地利用を図ろうとするものである。

当該地区は、千歳市第3期都市計画マスタープランにおいて、中高層住宅を主体とした「一般住宅地」として位置付けしており、良好な住宅地の形成を図ることとしている。

(1) 市街化区域に編入する土地の区域

千歳市北信濃の一部

(2) 市街化調整区域に編入する土地の区域

該当なし

2. 今回見直しまでの時間的経緯

当初決定	昭和46年	5月
第1回見直し	昭和53年	6月
第2回見直し	昭和59年	8月
第3回見直し	平成 3年	9月
第4回見直し	平成10年	5月
第5回見直し	平成16年	2月
第6回見直し	平成23年	3月
第7回見直し	令和 3年	3月
(第1回保留解除	令和 5年	3月)
(第2回保留解除	令和 6年	3月)

3 変更の内容

(1) 人口

(千人)

	前 回 計 画			今 回 計 画		
	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	保 留 人 口	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	保 留 人 口
平成 2 7 年	165.2	153.9		165.2	153.9	
令和 7 年	165.9	155.1	() 0.8	165.9	155.5	() 0.4
令和 1 2 年	162.9	154.9	()			

(注) () 内は特定保留に配分を計画する人口であり、保留人口の内数である。

(2) 面積及び人口密度

(h a、人／h a)

行 政 区 域	都 市 計 画 区 域	変 更 前 市 街 化 区 域	今 回 追 加 区 域	今 回 除 外 区 域
88,915	42,348	5,095	10	0

差 し 引 き 増 減	変 更 後 市 街 化 区 域	保 留 さ れ た 区 域	可 住 地 人 口 密 度
10	5,105	—	94.0

(注) 可住地人口密度は保留解除予定区域を含んだ可住地人口密度を記入する。

4 箇所別調書

(1) 市街化区域編入予定箇所

市 町 名	図面番号	地 区 名	面積 (ha)	土地利用	編 入 理 由
千歳市	千－４	北信濃第六 地区	7.0	住居系	民間開発
千歳市	千－５	防災学習交 流施設地区 (C)	3.6	公共施設	既成市街地

注１：編入理由は、土地区画整理事業・民間開発・公有水面埋立て、既成市街地のいずれかを記入する。

注２：土地利用は、住居専用系、沿道サービス系、住居系・商業系・工業系、住工混在系・住商混在系などを記入すること。

(2) 市街化調整区域編入予定箇所

市 町 名	図面番号	地 区 名	面積 (ha)	土地利用	編 入 理 由
—	—	—	—	—	—

(3) 市街化区域編入が保留される箇所

市 町 名	図面番号	地 区 名	面積 (ha)	土地利用	編 入 理 由
—	—	—	—	—	—

5 面積関係新旧対照表

区 域	市 町 名	区 分	変更前 (ha)	変更後 (ha)	備 考
市 街 化 区 域	千歳市	可 住 地	943	947	増 1 0 h a
		非 可 住 地	2,280	2,286	
		計	3,223	3,233	
	恵庭市	可 住 地	707	707	
		非 可 住 地	1,165	1,165	
		計	1,872	1,872	
	計	可 住 地	1,650	1,654	増 1 0 h a
		非 可 住 地	3,445	3,451	
		計	5,095	5,105	
市 街 化 調 整 区 域	千 歳 市		22,667	22,657	減 1 0 h a
	恵 庭 市		14,586	14,586	
	計		37,253	37,243	減 1 0 h a
都 市 計 画 区 域			42,348	42,348	

B 計画書

千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更（北海道決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区分 \ 年次		平成 2 7 年	令和 7 年	令和 1 2 年
都 市 計 画 区 域 内 人 口		1 6 5 . 2 千人	1 6 5 . 9 千人	1 6 2 . 9 千人
市 街 化 区 域 内 人 口		1 5 3 . 9 千人	1 5 5 . 9 千人	1 5 4 . 9 千人
配 分 す る 人 口		－	1 5 5 . 5 千人	1 5 4 . 9 千人
保 留 す る 人 口		－	0 . 4 千人	－
(特 定 保 留)		－	－	－
(一 般 保 留)		－	0 . 4 千人	－

理 由

当該都市計画区域では、近代化農業の展開、観光産業の振興、新千歳空港・高速道路等交通体系の充実などから、今後も人口増加が見込まれ、既存住宅地では対応できない状況となっている。また、千歳市都市計画マスタープランでは、新たな住宅地の形成を検討することを位置づけている。

そこで、新たに計画的な市街地整備を図るため、千歳市の既成市街地に隣接する北信濃第六地区において、民間開発の事業計画が示され、各公共施設管理者との協議が概ね終了しており、開発の実施が確実となったこと、また、防災学習交流施設地区は、既存の公共施設用地であり、北信濃第六地区及び周辺既成市街地と一体的な都市的土地利用を図ることから、千歳恵庭圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に基づき、市街化区域に編入するものである。

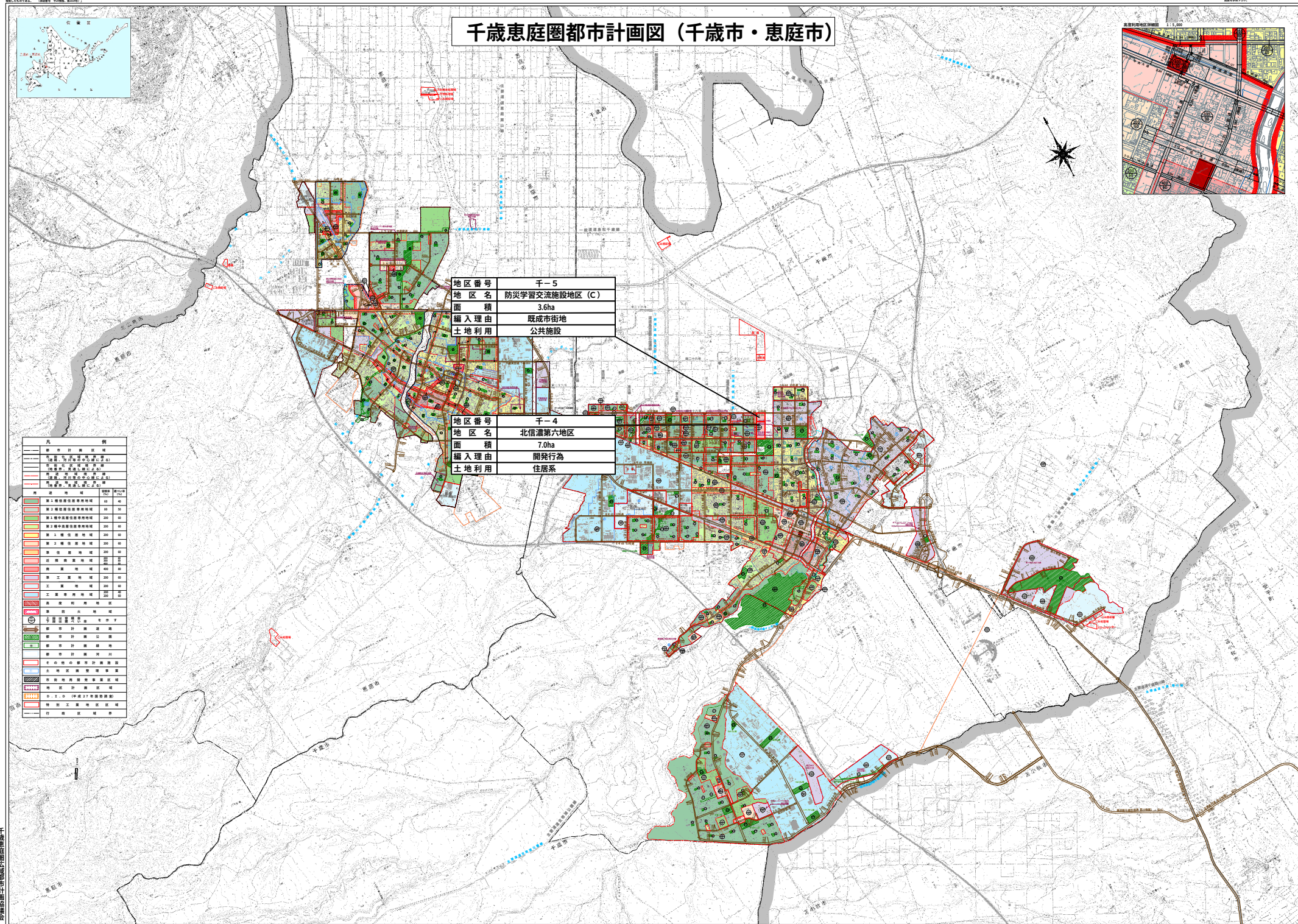
B’ 計画書新旧対照表 （A 4 横にて作成）

千歳恵庭圏都市計画区域区分新旧対照表

都市計画区域区分 新					都市計画区域区分 旧				
2. 人口フレーム					2. 人口フレーム				
年 次 区 分		平成27年	令和 7年	令和12年	年 次 区 分		平成27年	令和 7年	令和12年
都市計画区域内人口		165.2千人	165.9千人	162.9千人	都市計画区域内人口		165.2千人	165.9千人	162.9千人
市街化区域内人口		153.9千人	155.9千人	154.9千人	市街化区域内人口		153.9千人	155.9千人	154.9千人
配分する人口		—	155.5千人	154.9千人	配分する人口		—	<u>155.1千人</u>	154.9千人
保留する人口		—	0.4千人	—	保留する人口		—	<u>0.8千人</u>	—
(特定保留)		—	—	—	(特定保留)		—	—	—
(一般保留)		—	0.4千人	—	(一般保留)		—	<u>0.8千人</u>	—

注1) 変更する人口にアンダーラインを入れること
注2) 旧都市計画区域区分の人口フレームは、前回の保留解除時点を記載すること

千歳恵庭圏都市計画図（千歳市・恵庭市）



地区番号	千-5
地区名	防災学習交流施設地区(C)
面積	3.6ha
編入理由	既成市街地
土地利用	公共施設

地区番号	千－４
地区名	北信濃第六地区
面積	7.0ha
編入理由	開発行為
土地利用	住居系

月	日	月
1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12
13	14	15
16	17	18
19	20	21
22	23	24
25	26	27
28	29	30
31	32	33
34	35	36
37	38	39
40	41	42
43	44	45
46	47	48
49	50	51
52	53	54
55	56	57
58	59	60
61	62	63
64	65	66
67	68	69
70	71	72
73	74	75
76	77	78
79	80	81
82	83	84
85	86	87
88	89	90
91	92	93
94	95	96
97	98	99
100	101	102
103	104	105
106	107	108
109	110	111
112	113	114
115	116	117
118	119	120
121	122	123
124	125	126
127	128	129
130	131	132
133	134	135
136	137	138
139	140	141
142	143	144
145	146	147
148	149	150
151	152	153
154	155	156
157	158	159
160	161	162
163	164	165
166	167	168
169	170	171
172	173	174
175	176	177
178	179	180
181	182	183
184	185	186
187	188	189
190	191	192
193	194	195
196	197	198
199	200	201
202	203	204
205	206	207
208	209	210
211	212	213
214	215	216
217	218	219
220	221	222
223	224	225
226	227	228
229	230	231
232	233	234
235	236	237
238	239	240
241	242	243
244	245	246
247	248	249
250	251	252
253	254	255
256	257	258
259	260	261
262	263	264
265	266	267
268	269	270
271	272	273
274	275	276
277	278	279
280	281	282
283	284	285
286	287	288
289	290	291
292	293	294
295	296	297
298	299	300
301	302	303
304	305	306
307	308	309
310	311	312
313	314	315
316	317	318
319	320	321
322	323	324
325	326	327
328	329	330
331	332	333
334	335	336
337	338	339
340	341	342
343	344	345
346	347	348
349	350	351
352	353	354
355	356	357
358	359	360
361	362	363
364	365	366
367		

計 画 図

